

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 4 月28日

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 前田 東一

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11番 1 号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区羽田旭町11番 1 号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社  
(大阪市北区堂島一丁目 6 番20号)  
株式会社荏原製作所中部支社  
(名古屋市西区菊井二丁目22番 7 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成28年4月28日

### (2) 当該事象の内容

当社は、当社羽田事業所の土地等の売買契約に関して、ヤマト運輸株式会社より損害賠償請求訴訟を提起されておりましたが、平成28年4月28日、東京地方裁判所より判決の言渡しを受け、訴訟損失引当金繰入額として特別損失を計上することといたしました。

本件につきましては、当社は判決を不服として控訴する予定です。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年3月期決算において、訴訟損失引当金繰入額として64億57百万円の特別損失を計上します。